

河内長野市男女共同参画計画 (第4期)



平成30(2018)年3月
河内長野市

男女共同参画社会とは

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

計画の策定にあたって

河内長野市では、平成30(2018)年3月に「男女共同参画計画(第3期)」の期間が満了することから、国の「第4次男女共同参画基本計画」や大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」の施策の動向を踏まえ、この間の少子高齢化など社会情勢の変化に対応する内容とするため、本市の課題を見直し、男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに推進するため、「男女共同参画計画(第4期)」を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた行政運営の基本指針となるものであり、「男女共同参画推進条例」第9条に基づく、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。また、本市の第5次総合計画をはじめ、関連する個別計画等との整合を図ったものです。

なお、この計画は次に掲げる性格を併せ持つものです。

- ・「男女共同参画社会基本法」に規定された「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に規定する「市町村推進計画」と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に規定する「市町村基本計画」を包含するものです。

計画の期間

平成30(2018)年度から平成39(2027)年度までの10年間とします。ただし、国の方針や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

総合目標と基本理念

総合目標

人権尊重に基づく男女の自立と 男女共同参画社会の形成

基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策などの立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 生涯にわたる男女の尊厳と健康への配慮
- 6 国際社会における取り組みへの考慮
- 7 男女共同参画社会実現のための教育、学習への配慮

男女共同参画社会として目指すべき社会の将来像

- ① 男女の個人としての尊厳が、重んじられています。男女ともに性別による差別的取扱いを受けることはありません。男女ともに個人として能力を発揮する機会が、確保されています。女性に対する暴力が、根絶されています。
- ② 制度や慣行において性別による固定的な役割分担などによる影響がなくなり、男女の社会における活動が自由に選択されています。
- ③ 男女が社会の対等な構成員として、市における政策並びに民間の団体における方針の立案・決定に、共同して参画する機会が確保されています。
- ④ 家族を構成する男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活において、相互の協力と社会の支援の下に家族の一員としての役割を円滑に果たしています。同時に、家族を構成する男女が、家庭生活と職場、学校、地域などの活動を両立しています。
- ⑤ 男女が互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事柄について個人の尊厳が重んじられ、生涯にわたり健康な生活を営んでいます。
- ⑥ 国際的な協調の下、男女共同参画に関する理解が広く各界・各層に浸透し、男女の活躍の場が広がっています。
- ⑦ 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向けた生涯にわたる教育、学習の機会が確保されています。

施策の体系

〔 総合目標 〕

人権尊重に基づく男女の自立と男女共同参画社会の形成

〔 基本目標 〕

基本目標Ⅰ

あらゆる分野における女性の活躍推進

(女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。)

〔 基本方針 〕

(1)政策・方針決定過程における女性の参画促進

(2)働く場における男女共同参画の促進

(3)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

基本目標Ⅱ

誰もが安心して暮らせる社会の実現

(1)様々な困難を抱える人々への支援

(2)生涯を通じた男女の健康支援

(3)女性に対するあらゆる暴力の根絶(DV防止法に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。)

(4)多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

(1)男女共同参画についての意識啓発と理解促進

(2)男女の人権を尊重した表現の推進

(3)男女平等意識を育てる教育・学習の推進

施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

基本方針1 政策・方針決定過程における女性の参画促進

あらゆる機会を通じて市民及び事業者の皆さんと協力して、意欲と能力のある女性が職場で活躍することができるよう積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進に努めます。

また、本市においては、女性職員の個性と能力をさらに引き出すことができるよう、女性活躍推進法に基づく「女性職員の活躍推進アクションプラン～特定事業主行動計画～」により、管理職への女性登用などの取り組みを進めます。

推進項目

- 1 市における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 事業所における方針決定過程への女性の参画促進
- 3 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進及び人材の育成、支援

基本方針2 働く場における男女共同参画の促進

事業所に対して労働条件や雇用条件の向上に向けた情報提供に努めるとともに、農林業や商工業などの自営業の仕事と育児・介護との両立を支援するため、男性の家事・育児・介護などへの参画に向けた意識啓発を推進します。

また、男女がともに個性と能力が発揮できるよう、多様で柔軟な働き方や、子育て中など就業を一時中断している女性の職場復帰、再就職や起業の支援に努めます。

推進項目

- 1 労働条件向上のための啓発の推進
- 2 能力発揮の促進と再就職・起業など多様な働き方に対する支援

基本方針3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

男女がともに育児や介護などに取り組み、家庭生活や、地域社会への参画を図りながら働き続けることができるよう、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や、子育て支援・介護サービスの充実に努めます。

特に、男女共同参画は男性にとっても自分らしく自由な生き方の実現につながることへの理解を促進するとともに、男性の家事・子育て・介護、地域活動への積極的な参加を促す取り組みを進めます。

推進項目

- 1 仕事と家庭生活などの両立支援
- 2 家庭生活や地域活動への男女共同参画の促進

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実には存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要です。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

基本方針1 様々な困難を抱える人々への支援

高齢者や障がい者をはじめ、ひとり親家庭や在住外国人、生活困窮者などの自立に向けて、生活の支援や社会参画を促進し、誰もが安心して暮らすことのできるよう相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関や地域団体などと連携して支援に取り組みます。

それらの中で、女性においては、さらに固定的な性別役割分担などにより、複合的に困難な状況におかれやすい傾向にあることに留意する必要があります。性的マイノリティの人々には、人権尊重の観点から配慮が必要であることから、理解を深めるための学習機会の提供や啓発を進めます。

また、自主防災組織や地域防災計画などの施策推進への女性の参画を進めます。

推進項目

- 1 高齢者や障がい者の生活支援と社会参加の促進
- 2 ひとり親家庭の支援
- 3 複合的に困難な状況におかれている人への支援
- 4 すべての人にやさしいまちづくり

基本方針2 生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じて心もからだも健康な生活を送るためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切です。ライフステージに応じた適切な健康の維持・増進への支援のための取り組みを総合的に行います。

推進項目

- 1 生涯にわたる男女の健康の保持増進
- 2 健康を脅かす問題についての対策の推進
- 3 健康・体力づくりの機会の拡充

基本方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

社会情勢などの変化に伴い、暴力の形態が複雑化、多様化している現状を踏まえ、様々な機会を通じて、男女の人権を守るための啓発を進めるとともに、相談機能の充実を図ります。

また、女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶に向け、暴力を生まないための予防教育を発達段階に応じて行うほか、セクシュアル・ハラスメントなどを防止するための啓発を進めます。

そして、DV被害者等に対し、自身への被害の気づきを促す情報提供を行うとともに、被害者等が安心して相談できるよう、相談機関の広報を進め、大阪府、警察、医療機関、各種団体などの関係機関との連携のもと、相談・支援体制の充実を図ります。

推進項目

- 1 男女の人権を守るための環境づくり
- 2 女性に対する暴力の防止と根絶のための基盤づくり
- 3 DVの防止及びその被害者等の支援

基本方針4 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

女子差別撤廃条約などの男女共同参画に関連の深い条約、北京宣言などの国際規範・基準などについて理解を深めるための情報収集・提供を行い、多文化共生に努めます。

また、外国人との相互理解を深めるため、多言語による情報提供に努め、在住外国人が社会的に孤立することなく安心して暮らせるよう交流や連携を図っていきます。

推進項目

- 1 地域の国際化に対応した男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

基本方針1 男女共同参画についての意識啓発と理解促進

男女共同参画は自分らしく自由な生き方の実現につながることを、市職員・教職員をはじめ、これまで啓発機会の少なかった対象に向けて、効果的な方法で啓発を推進していきます。

推進項目

- 1 慣行の見直しと男女共同参画に向けての意識啓発の推進
- 2 職場、地域、家庭における男女共同参画への理解の促進

基本方針2 男女の人権を尊重した表現の推進

様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、メディアを読み解き活用する能力(メディア・リテラシー)の向上を図るとともに、広報や出版物などの情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進します。

推進項目

- 1 男女の人権を尊重した表現の推進

基本方針3 男女平等意識を育てる教育・学習の推進

性別による固定的な役割分担に捉われない意識が醸成されるよう、生活指導や進路指導において、男女平等について学ぶ教育を進めます。また、男女が共に生活、経済、精神的に自立し、多様な生き方を選択できる力を育む教育を目指します。

子どもから高齢者まで幅広いライフステージに応じて、自らの意識や能力を向上させ、自己決定力を発揮するための女性のエンパワーメントの支援を行います。また、男性が一人の人間として自分らしく暮らせることを支えるための学習機会を提供し、より多くの人々に理解を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。

推進項目

- 1 保育所・認定こども園、幼稚園、学校教育における男女平等教育の推進
- 2 学校運営における男女共同参画の推進
- 3 男女の自立と平等を目指す生涯学習の推進

性的マイノリティ

同性愛者、バイセクシュアル(恋愛、性的指向が男女両方に向かう人や、相手の性別にこだわらない人)、トランスジェンダー(性同一性障がいなど心と体の性が一致しない人)、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明確な人)などの人々のことをいいます。

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいいます。

主な指標

指 標	現状値 (平成28(2016)年度)	目標(値) (平成39(2027)年度)
審議会などへの女性の参画率	31.0%	40%
女性委員のいない審議会などの解消	9.0%	解消する
職場において男女の地位が平等であると思う人の割合	女性 15.8% 男性 27.1%	男女とも40%
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	女性 33.7% 男性 42.6%	男女とも80%
乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 27.8% 子宮がん 13.2%	乳がん40.0% 子宮がん35.0%
夫婦間や恋人同士における「なぐるふりをして、おどす」行為について、暴力と認識する人の割合	女性 72.9% 男性 71.8%	男女とも100%
子どもの面前で行われるDVは、子どもへの暴力(児童虐待)と認識する人の割合	女性 69.2% 男性 54.2%	男女とも100%
「男女共同参画社会」という用語の認知度	女性 52.1% 男性 59.9%	男女とも100%
社会全体で見たとき男女の地位が平等であると思う人の割合	女性 10.3% 男性 22.5%	男女とも40%
学校教育の場が平等であると思う人の割合	女性 60.0% 男性 68.7%	男女とも80%

計画の推進

1 男女共同参画推進条例に基づく施策の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市と市民・事業者が一体となって取り組みを進めるため「河内長野市男女共同参画推進条例」に基づき男女共同参画計画を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、国や大阪府、他の自治体、市民、事業者、関係機関との相互連携を一層進めます。

2 庁内推進体制の整備・強化

男女共同参画推進本部を中心に、関係部局間の連携を強化し、施策の推進を図ります。また、全庁的な取り組みを推進し、計画の着実な遂行に努めます。

3 計画の進行管理

市民や学識経験者などで構成される「河内長野市男女共同参画審議会」において、数値目標の達成状況や施策の進捗状況を報告し、その内容についての審議を踏まえ、より効果的な施策の推進に努めます。

河内長野市男女共同参画計画(第4期) 概要版 平成30(2018)年3月

発 行 河内長野市
編 集 総合政策部 人権推進課
〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号
電 話 (0721) 53-1111
F A X (0721) 55-1435

